

少年司法における監護の措置

——ウィスコンシン州における法制度とその運用

服 部 朗

- 1 はじめに
- 2 ウィスコンシン州における監護制度の仕組み
- 3 デイン・カウンティにおける監護制度の運用
- 4 シェルターホーム
- 5 家庭監護プログラム
- 6 むすびにかえて

1 はじめに

少年事件を管轄する裁判所（わが国では家庭裁判所）が事件を受理してから最終的な決定を行うまでの期間、裁判所は、少年の身柄を保全しておく必要がある。この場合に、少年をどこに置き、少年や家族にどのように関わるかは、各国の少年法制に共通する課題である¹⁾。

これに関して、わが国には少年法 17 条 1 項の観護の措置がある。観護の措置には、家裁調査官の観護（在宅観護）と少年鑑別所送致（収容観護）との 2 種類がある。しかし、実務上、家裁調査官の観護はほとんど行われていない²⁾。そのため、観護措置といえは少年鑑別所送致を指すのが通例である。家裁調査官の観護がほとんど行われていない理由としては、①調査がまだ進行していない段階では人格的な力による身柄保全が困難であること、②調査・審判が進行した段階では在宅試験観察（少年法 25 条）と実質的な差がなくなること

1) 澤登俊雄・斉藤豊治編著『少年司法と適正手続』（1998 年）では、日米英独仏における少年の勾留質問（勾留を決定する審理）について国際比較が行われている。

2) 司法統計年報で確認しうる最も最近のデータによると、1998 年に家裁調査官の観護が執られた人員は全国で 8 人である。

などが指摘されている³⁾。

しかし、①の理由については、少年を家庭に戻した上で「人格的な力」（この言葉は曖昧であるが）以外の方法で身柄保全を行うことも考えられなくはない。また、少年を家庭から引き離すとしても、少年鑑別所のような拘禁度の高い施設ではない場所に少年を置くことも考えられよう。②の理由についても、家裁が事件を受理してから在宅試験観察の決定を行うまでには日数を要するから、それまでの期間、少年をどこに置き、どのような関わり方をするかという問題は残っている。

結局のところ、わが国における審判前の身柄保全の方法としては、拘禁度の高い少年鑑別所に収容するか、あるいは、単に家庭に戻しておくかの2つの選択肢しかないのが現状ということになる。しかし、この両者の間には、幾通りかの身柄保全の形態や方法がありうるのではないか。

本稿は、かかる問題関心のもと、米国ウィスコンシン州の少年司法における身柄保全制度の仕組みと、州都マディソンのあるデイン・カウンティ⁴⁾ (Dane County) におけるその運用の姿を素描し、これを通じてわが国の観護措置のあり方、とりわけその多様化について検討することを目的としている。

2 ウィスコンシン州における監護制度の仕組み

(1) 用語法

最初に、ウィスコンシン州の少年司法における身柄保全の仕組みを、同州の制定法の1つである「少年司法法典」(Juvenile Justice Code) に沿って概観しておきたい。

同州の少年司法法典は、‘Holding a Juvenile in Custody’ と題する節 (Subchapter IV) を置き、身柄保全の手続きおよび基準について規定している。この節を通読してまず気づくことは、警察による身柄拘束から少年裁判所の最終判断までの少年の身柄拘束ないし保全を表す語として ‘custody’ が一貫して用いられていることである。例えば、警察官が少年の身柄を拘束することは ‘take a juvenile into custody’ (= 少年を ‘custody’ に付す) であり、逮捕 (arrest) とは言わない⁵⁾。次に、警察官等から身柄付きで送致された事件を簡

3) 澤登俊雄『少年法入門〈第4版〉』(2008年)99頁。

4) デイン・カウンティの面積は約3,000km² (1,202平方マイル)、人口は約46万5,000人である。東京都の1.5倍の面積に江東区の住民が住んでいる恰好になる。

いにかけるインテイク (intake) という手続き段階が存在するが、インテイクワーカーが引き続き少年の身柄を拘束する決定を行うことは ‘hold a juvenile in custody’ (= 少年を継続して ‘custody’ に付す) と言う。また、Custody Hearing と呼ばれる少年審判の1つにおいて裁判所が少年の身柄拘束を継続する決定を行うことも ‘hold a juvenile in custody’ と言う。わが国では、手続きの段階によって逮捕、勾留、観護というように呼び方が変わるが、ウィスコンシン州では ‘custody’ の語が一貫して使われており、まずはこのことを同州の、そしておそらくアメリカの多くの州における少年の身柄保全制度の特徴として指摘しておきたい。

なお、‘custody’ は、犯罪少年についてだけでなく、子ども法典上の要保護児童⁶⁾ (Children in Need of Protection or Services. 以下 CHIPS) や妊婦、あるいは家事事件における子どもの監護についても用いられており、むしろそちらの用法が中心だといえる。すなわち、‘custody’ は、広く子どもの保護、養育を表す言葉であり、このうち本稿では少年司法における少年の身柄保全という局面の ‘custody’ に焦点が当てられることになる。

では、‘custody’ をどう訳すかであるが、少年司法法典上は ‘legal custody’ と ‘physical custody’ との2種に分けて規定されている。本稿の対象は後者であるが、前者の ‘legal custody’ の意味もみておくと、それは、「裁判所の命令により作出された法的な身分」であり、「少年の保護者の権利、義務と責任、および、その他の親の権利と責任ならびに裁判所の命令に関する規定に従い、少年の保護、訓練ならびに躰を行う権利と義務、および、食物、庇護、法的サービス、教育ならびに通常の医療と歯科治療を与える権利と義務を付与すること」と定義されている (s. 938.02(12)⁷⁾)。一方、‘physical custody’ (身体的な custody) とは、「それを行う者に対し、legal custody を付与する裁判所の命令が存在しない場合であっても、人について行われる現実的な custody を意味する」と定義されている (s. 938.02(14))。ここでいう現実的な custody とは、少年を現状のまま放置しておいては少年の身体の安全が確保されないため、少年の身体を拘束して必要な保護を与えることを意味する。この点では「身柄保護」という訳語がまず思い浮かぶ。しかし、後述するように、少年司法における ‘physical custody’ には少年本人の安全だけでなく地域の

5) 少年司法法典は、少年を ‘custody’ に付すことは身柄拘束または証拠収集の合法性を判断するためを除き逮捕 (arrest) ではないと明記している (s. 938.19(3))。

安全も含まれること、また、少年に対する監督的な意味合いもあることから、本稿では「監護」という訳語を当てることにしたい。家族法分野でも ‘custody’ は「監護」と訳されており、たまたま同じになるが、これはそもそも ‘custody’ が分野横断的な語だからでもある。

そこで以下本稿では、例えば ‘take a juvenile into custody’ は「少年を監護に付す」または「監護を開始する」、‘hold a juvenile in custody’ は「引き続き少年を監護に付す」または「監護を継続する」、‘secure custody’ は身体拘束度の高い施設に少年を収容して監護を行うという意味で「拘禁監護」、‘non-secure custody’ は家庭や開放的な施設に少年を置いて監護を行うとい

6) 「要保護児童」とは、以下のいずれかの事由があつて、保護の必要があると主張された子どもをいう (s. 48.13)。(1)親または後見人がいないこと、(2)遺棄されていること、(2m) 生後 72 時間以内の子どもの親が、警察官、緊急医療の専門家または病院の職員に対し、子どもの監護権を放棄していること、(3)性的または身体的虐待の被害者であること（自虐行為も含む）、(3m) 当該家庭の別の子どもが虐待の被害者になっているという確かで信頼できる情報から判断して、当該子どもが虐待の被害者になる重大な虞があること、(4)親または後見人が、審判申し立て書に署名し、子どもに対しケアを行うことができないか、もしくは行うための援助を必要としていること、または、子どもに対し必要な特別な処遇もしくはケアを提供することができないか、もしくは提供するための援助を必要としていること、(5)法律に違反するケアまたは養子縁組のもとに置かれていること、(8)親が行方不明、拘禁、入院または施設収容されている間に、子どもが不適切なケアを受けていること、(9)子どもが 12 歳以上であつて、審判申し立て書に署名し、特別な処遇またはケアを必要としているが、それを提供することを、親、後見人または法的監護権者が拒否、懈怠もしくは不可能な状態にあるか、もしくは提供するための援助を必要としていること、(10)親、後見人または法的監護権者が、貧窮以外の理由で、必要なケア、食物、衣類、医療や歯の治療もしくは一時保護 (shelter) を与えることを懈怠もしくは拒否または不可能な状態にあるため、子どもの身体の健康に重大な危害を生じていること、(10m) 当該家庭の別の子どもに対し、親、後見人または法的監護権者が、貧窮以外の理由で、必要なケア、食物、衣類、医療や歯の治療もしくは一時保護 (shelter) を与えることを懈怠もしくは拒否または不可能な状態にあるため子どもの身体の健康に重大な危害を生じているという確かで信頼できる情報から判断して、当該子どもについて同様な事態を生ずる重大な虞があること、(11)情緒障害を生じているが、親または後見人が処遇を与えようとせず、その症状が不安、憂鬱、引きこもり、または攻撃的行動に著しく現れていること、(11m) アルコールやその他の薬物濫用の障害を持ち、その程度が著しく、親、後見人または法的監護権者が処遇を与えることを拒否または不可能な状態にあること、(13)所定の予防接種を受けていないこと（ただし、健康、宗教または個人の信念を理由に予防接種を免除された場合を除く）。

7) 本稿では、少年司法法典の条文をこのように表記することにする。938 は Wisconsin 州制定法の章 (Chapter) 番号を指す。

う意味で「非拘禁監護」のように訳すことにしたい。

(2) 少年司法法典第4節の構成

さて、少年司法法典における監護制度の説明に入ることにしよう。同法典は、少年を家庭から引き離し、監護に付すことをなるべく回避するという前提に立っている。それゆえ、州またはカウンティが少年を監護に付すには、一定の手続きに従い、かつ一定の基準を満たす必要があり、裁判所はこの手続きおよび基準が遵守されているかを迅速に審査する必要がある。かかる観点から、同法典第4節「少年の監護」には諸規定が置かれている。

同節では、まず、警察官等が少年を監護に付すことのできる基準 (criteria to take a juvenile into custody) が示される。この基準に従い少年を監護に付した警察官等は、少年をインテイクワーカーのもとに連れて行く。インテイクワーカーは、少年と面接の上、少年を釈放するか監護を継続するか、監護を継続する場合には非拘禁監護と拘禁監護のいずれを選ぶかを判断する。そこで同節は、インテイクワーカーが少年の監護を継続しうる基準を示した上で、非拘禁監護についてはその場所を挙げ、拘禁監護については、さらにそのために必要な基準について規定している。この後、監護の必要性につき司法審査を行うため監護審判 (Custody Hearing) が開かれる。そこで同節は、監護審判の手続きと、この審判の結果、裁判所が行いうる命令等について規定している。

以下この構成に従い、すなわち監護開始の基準、監護継続の基準、監護審判の順で、ウィスコンシン州における監護制度を概観したい。なお、少年司法法典の対象は、①犯罪少年、②民事法または条例に違反した少年、および③要保護少年⁸⁾ (Juveniles in Need of Protection or Services. 以下 JIPS) であるが、本稿では犯罪少年を中心に述べる。

(3) 監護開始の基準

少年司法法典は、「下記のいずれかの場合には少年を監護に付すことができる」として、監護開始の基準について規定している (s. 938.19(1))。すなわち、

8) 「要保護少年」とは、以下のいずれかの事由があつて、保護の必要があると主張された少年をいう (s. 938.13)。(4)制御不能、(6)常習的怠学、(6m) 学校からのドロップアウト、(7)常習的家出、(12) 10歳未満の刑罰法令に触れる行為、(14)精神疾患や障害による責任無能力または訴訟能力欠如。

- (a) 身体拘束令状 (warrant) があるとき。
- (b) 少年が裁判所に出頭しなかったため、裁判所から勾引令状 (capias) が発せられているとき。
- (c) 現在の監護の状態から少年を直ちに引き離すべき福祉上の要請のあることが判明している場合で、裁判所の命令があるとき。
- (d) 警察官が、合理的な根拠に基づき、下記のいずれかの状況が存すると確信するとき。
 1. 少年の勾引令状もしくは身体拘束令状がウィスコンシン州で発せられていること、または、少年が逃亡犯 (fugitive from justice) であること、
 2. 少年の勾引令状もしくは身体拘束令状が他の州で発せられていること、
 3. 少年が州もしくは連邦の刑事法に違反する行為を現在行っているか、または行ったこと、
 4. 少年が、両親、保護者、または、法的監護権者もしくは現実の監護を行う者から逃走していること、
 5. 少年が罹患もしくは負傷し、または少年の環境に差し迫った危険があり、かつ、その環境から少年を引き離す必要があること、
 6. 少年が、裁判所の命じた指導監督の条件、州の矯正局もしくはカウンティの福祉部局による退所後の指導監督 (aftercare supervision) の条件、少年矯正施設もしくは福祉施設への収容条件、または、裁判所の命じたインテンシヴな指導監督への参加条件に違反したこと、
 7. 少年が、裁判所が出した監護命令の条件、またはインテイクワーカーの出した監護命令の条件に違反したこと、である。

次に、少年司法法典は、少年を監護に付した場合における、親、保護者等への連絡義務について規定している。すなわち、同法典は、上記の基準により少年を監護に付した者は、少年の親、保護者および法的監護権者に対し、最も実際的な方法で直ちに通知するよう努めることとしている (s. 938.19(2))。また、同法典は、少年を監護に付した者は、下記の場合を除き、直ちに少年を親、保護者または法的監護権者のもとに釈放するためのあらゆる努力をすることとし (s. 938.20(2))、監護に付した場合にも、できるだけ早期の身柄の解放を求めている。

- ① 少年の親、保護者もしくは法的監護権者が、連絡のとれない状態にあるか、少年を監督することを望んでいないか、もしくは監督不能のときに

は、少年を監護に付した者は、少年に対し適切と思われるカウンセリングもしくは注意を与えた上で、少年を責任ある大人のもとに釈放することができる。

- ② 少年が15歳以上のときは、少年を監護に付した者は、少年に対し適切と思われるカウンセリングまたは注意を与えた上で、直ちに大人の指導のもとに置くことなく、少年を釈放することができる。
- ③ 上記の監護開始基準(d)6に該当するときは、少年を監護に付した者は、当該少年に対し指導監督を行う州の矯正局またはカウンティの福祉部局のもとに少年を釈放することができる。
- ④ 少年が家出中のときは、少年を監護に付した者は、家出少年のための避難所 (runaway home) に少年を釈放することができる。

上記①～④により少年が釈放されたときは、少年を監護に付した者は、少年の親、保護者および法的監護権者に対し、少年を釈放した時間、状況および釈放先を直ちに通知することとされている (s. 938.20(3))。

(4) 監護継続の基準

一方、少年を釈放できないときは、少年を監護に付した者は、少年がインテイクワーカーによる面接を受けることができるよう、裁判所と警察とが取り決めた方法で準備に当たる (s. 938.20(3))。

インテイクワーカーは、少年と面接する際、弁護人依頼権および自己負罪拒否特権を告知しなければならない (s. 938.20(7)(a))。インテイクワーカーは、少年の監護を継続する必要性を審査すると同時に、少年を釈放するためのあらゆる努力をしなければならない (s. 938.20(7)(b))。インテイクワーカーは、少年の監護を継続する必要性がないと判断したときは、直ちに少年を釈放する。一方、インテイクワーカーが監護の継続を決定するときは、①少年裁判所が当該少年に対し裁判権を有していると信じるに足る相当な理由の存在、および、②下記のいずれかを信じるに足る相当な理由の存在が必要である (s. 938.205(1))。すなわち、

- (a) もしも監護が継続されない場合には、少年は、人または人の財産に危害を与えるであろうこと、
- (b) 少年の親、保護者、法的監護権者またはその他の責任ある大人が、適切な監督とケアを与えることについて懈怠、拒否、不可能もしくは連絡不能の状態にあり、かつ、少年の安全と福祉を保証するサービスが利用不可

能もしくは不適切と思われること、

- (c) 少年が逃走またはどこかに連れ去られてしまう結果、裁判所の手続き、退所後の指導監督の取り消しの審理および不服申し立てに関する所管部局の**手続き**、あるいは、少年矯正施設もしくは福祉施設への収容条件またはインテンシヴな指導監督プログラムへの参加条件の違反に関する矯正局もしくはカウンティの福祉部局の審問手続きに、少年が出席できなくなる**こと**、である。

インテイクワーカーが執りうる監護の形態には、①非拘禁監護（non-secure custody）、すなわち、身体拘束を伴わない場所または開放的な施設における監護と、②拘禁監護（secure custody）、すなわち、身体拘束度の高い（鍵の掛けられた）施設における監護とがある。①非拘禁監護の場所ないし施設としては、(a)親または保護者の家、(b)親戚の家、(c)認可を受けたフォスターホーム、(cm) 認可を受けたグループホーム、(d)認可を受けた児童福祉機関が運営する非拘禁施設、(e)認可を受けた私設または公設のシェルター施設などがある（s. 938.207(1)）。②拘禁監護の施設としては、カウンティの運営する「少年専用拘禁施設」（secure detention facility）がある。

少年専用拘禁施設に少年を収容するには、下記のいずれかの条件が満たされていることが必要である（s. 938.208）。すなわち、

(1) 少年は、犯罪行為を犯し、人の身体に危害を加える現実の危険があるか、あるいは、逃走する現実の危険があり、その結果、裁判手続きもしくは退所後の指導監督の取り消しに関する審理手続き、少年矯正施設もしくは福祉施設の収容条件またはインテンシヴな指導監督プログラムへの参加条件の違反に関する矯正局もしくはカウンティの福祉部局の審問手続きに、少年が出席できなくなると信じるに足る相当な理由があること。

なお、人の身体に危害を加える現実の危険があるとは、下記(a)~(c)のいずれかの条件に該当するとインテイクワーカーが判断した場合をいう（s. 938.208(1)）。

- (a) 成人が犯した場合には一定の重罪（felony）に当たる罪を少年が犯したと信じるに足る相当な理由があること、
(b) 成人が犯した場合には一定の重罪に当たる犯罪行為をした際に、少年は、拳銃、短身のライフルもしくは短身の散弾銃を所持、使用または脅迫に用いたと信じるに足る相当な理由があること、
(c) 少年は、ウィスコンシン州法に違反し、短身のライフル、短身の散弾銃

もしくは拳銃を所持または携帯したと信じるに足りる相当な理由があること、

(2) 少年は、他の州からの逃亡犯、または、少年矯正施設もしくは鍵の掛けられた児童福祉施設からの逃走者であって、かつ、少年を戻す合理的な機会がないと信じるに足りる相当な理由があること、

(3) 他人から身体の安全を脅かされる差し迫った危険があり、その脅威から少年を保護するために拘禁監護に付すことにつき少年が同意署名をし、裁判所がかかる拘禁監護を保護的命令 (protective order) において命じていること、

(4) インテイクワーカーもしくは裁判所により非拘禁監護に付されている少年が逃走または犯罪を犯し、拘禁監護に替わる適切な手段が存在しないと信じるに足りる相当な理由があること、

(5) 犯罪を犯したと認定された少年、または犯罪を犯したと申し立てられた少年が他のカウンティから逃走してきており、そのカウンティに戻すまでの期間、もしも少年を非拘禁監護のもとに置いた場合には逃走すると信じるに足りる相当な理由があること、

(6) 少年矯正施設、少年専用拘禁施設または鍵の掛けられた福祉施設に収容されている少年が不法接触、脅迫等の犯罪を犯し (この場合には、州法により少年は成人裁判所の管轄下に置かれることになる)、当該少年が15歳未満であると信じるに足りる相当な理由があること、である。

なお、上記の少年専用拘禁施設のほかに、一定の条件のもとに、①カウンティの成人用ジェイル、または、②鍵の掛けられた市の施設 (municipal lockup facility) に少年を収容することが認められている⁹⁾。

(5) 監護審判

インテイクワーカーが引き続き少年を監護に付す決定をした場合には、決定のあった日の終わりから24時間以内に (ただし、土曜、日曜および法定休日を除く)、少年の監護について司法審査を行うために監護審判 (Custody Hearing) と呼ばれる審判が開かれる (s. 938.21(1)(a))。

監護審判までの手続き、監護審判およびその後の手続きは、おおむね以下のとおりである。インテイクワーカーは、監護審判の時までに審判の申し立て (petition) を行う (s. 938.21(1)(a))。非拘禁監護に付された少年は、監護審判に参加する権利を書面によって放棄することができる (s. 938.21(2)(am))。ただし、拘禁監護に付された少年は、この権利を放棄することができない。監護審

判の時または前に、少年は、審判の申し立て書の写しを受け取る。少年の親、保護者、監護権者および少年は、事前に監護審判の通知を受け取る（s. 938.21(2)(b)）。

監護審判の開始前に、裁判所は、少年に対し、①被疑事実、②監護審判の性格と、ありうる結果、③（該当する場合には）少年審判を受ける権利の放棄、④（まだ少年に弁護士が付されていない場合には）支払い能力にかかわらず弁護士の援助を受ける権利、⑤黙秘権、⑥対面ならびに反対尋問の権利、および、⑦証人の出席を求める権利があることを告知する（s. 938.21(2)(c)）。

監護審判は、通常、補助裁判官（court commissioner）によって行われる。ただし、既に少年の事件が裁判所に係属しており、何らかの審判が予定されている場合、または少年が勾引令状（capias）によって送致されている場合には、

9) ①カウンティのジェイルに少年を収容することが許されるのは、本文中の少年専用拘禁施設への収容条件が満たされていることに加え、下記の(a)または(b)の条件が満たされる場合に限られる（s. 938.209(1)）。

(a) 矯正局またはカウンティにより認可された利用可能な少年専用拘禁施設が存在せず、下記の全ての条件が満たされること。

1. 当該ジェイルは、矯正局の設けた少年専用拘禁施設の基準を満たしていること、
2. 少年は、成人の収容者とは分離された部屋（room）に置かれること、
3. 少年は、成人用の居房（cell）には置かれること、
4. 適切な監督が与えられること、
5. 裁判所は、3日毎に少年の（監護に付されているという）身分について審査を行うこと。

(b) これまでの少年の行動から判断して、もしも少年専用拘禁施設に置いた場合には他人に身体的危害を与える現実の危険があり、少年をジェイルに移すことによるのみ、その危険を回避することが可能なこと。上記(a)の1～5の条件が全て満たされること。少年には審判を受ける権利が与えられ、裁判所の命令に拠ってのみジェイルに移されること。

また、②鍵の掛けられた市の施設に収容することが許されるのは、下記の全ての条件が満たされる場合に限られる（s. 938.209(2m)）。

1. 矯正局が当該施設を、少年の監護を継続するための場所として適格と認めていること、
2. 少年の収容は、監護審判を待つ間の6時間以内であること、
3. 当該施設に収容されている全ての成人と少年との間は、見られたり声が聞こえたりしないよう分離されていること、
4. 少年の収容は、調査（investigation）の目的のみで行われること。

なお、矯正局は、鍵の掛けられた市の施設を、少年の監護を行うのに適格な場所として認可かつ運営するための最低基準を公布することとし、当該ルールは、当該施設に収容される少年の健康、安全および福祉を保護する目的で作成することとされている。

担当裁判官が監護審判を行うことができる。監護審判において少年は弁護士により代理される権利を有する (s. 938.23 (1m) (a))。監護審判の出席者は、通常、少年、少年の親、弁護士、ソーシャルワーカー、検察官である。

監護審判の結果、裁判所は、少年の監護を継続すべきであると判断したときは、①少年を親、保護者、監護権者もしくはその他の責任ある大人のもとに置くという命令、または、②少年を、認可を受けたフォスターホームやグループホームなどの非拘禁監護、もしくは少年専用拘禁施設などの拘禁監護のもとに置くという命令を出すことになる¹⁰⁾ (s. 938.21(4))。

①の命令を出す際、裁判所は、必要があれば他の形態の監護に戻すという条件を含め、少年の旅行、交友関係もしくは居所について「合理的な制限」(reasonable restriction)を課し、または、少年を一定の組織による指導監督(supervision)に付すことができる。また、裁判所は、少年の安全上必要があるときは、親、保護者、法的監護権者またはその他の責任ある大人の行動について合理的な制限を課すことができる (s. 938.21(4)(a))。①と②の命令には、電子監視 (electronic monitoring) の条件を付すこともできる (s. 938.21(4m))。

監護を継続する命令は書面にし、決定の理由および準拠した基準を示さなければならない (s. 938.21(5)(a))¹¹⁾。

10) この命令に対しては、以下の主張が可能である。①監護審判に出席しなかった親は、再審査を求める権利を有する (s. 938.21(1)(a))。②監護審判で弁護士を付されず、審判の結果、監護の継続を命じられた少年は、その後指名された弁護士または訴訟のための後見人 (guardian ad litem) を介して請求を行うことにより、再審査を求めることができる (s. 938.21(2)(d))。③補助裁判官が監護命令を出した場合は、裁判官は、いずれかの当事者から申し立てがあったときは、当該決定について再審査を行わなければならない。④少年の監護を継続するいかなる命令も、弁護士の出席の有無にかかわらず、十分な理由を求める再審査に服する (s. 938.21(2)(d))。

11) 少年を家庭の外に置く命令には、下記の全ての事項が示されなければならない (s. 938.21(5)(a)1)。①少年を家庭に置くことは少年の福祉に反すると考えられる事実、②少年を監護に付した者およびインテイクワーカーは、少年の健康および安全が主要な関心であることを担保しながら、少年を家庭から引き離すことを回避する合理的な努力をしたか否かに関する事実、③少年を監護に付した者およびインテイクワーカーは、少年が安全に家庭に戻れるようにするための合理的な努力をしたか否かに関する事実。

また、インテイクワーカーが施設収容を勧告しており、裁判所がこれを是認するときは、その旨の記述を監護命令に記載し、また、もしもインテイクワーカーの勧告に従わないときは、インテイクワーカーおよび当事者の勧告を信義誠実に従い考慮した旨を記載しなければならない (s. 938.21(5)(b)2)。

上記①の命令は、少年が裁判所の課した条件を守らないときは、いつでも通知によってこれを変更し、少年を他の形態の監護に付することができる。もしも拘禁監護の基準に合致するときは、監護審判を経た上で、少年を拘禁監護に付することができる（s. 938.21(6), s. 938.21(2)(am)）。

また、裁判所は、少年および公衆の最善の利益に適う場合にはコンセント・ディクリー（consent decree）と呼ばれる命令¹²⁾を出すか、あるいは、審判の申し立てを却下し、審判の申し立ての延期を求めてインテイクワーカーのもとに事件を戻すこともできる。

監護審判以降の少年審判の進行は、おおよそ以下のとおりである。すなわち、少年が拘禁監護に付されている場合には、審判の申し立てから10日以内に答弁審判（Plea Hearing）が行われる（s. 938.30(1)）。答弁審判において、審判の申し立てに争いがなければ10日以内に、また全ての当事者の同意があれば直ちに、処分決定審判（Dispositional Hearing）が行われる（s. 938.30(6)）。もしも審判の申し立てに争いがあるときは、答弁審判から20日以内に事実認定審判（Fact-Finding Hearing）が行われ（s. 938.30(7)）、その後10日以内に処分決定審判が行われる（s. 938.31(7)）。一方、少年が非拘禁監護に付されている場合には、審判の申し立てから30日以内に答弁審判が行われる。答弁審判において、審判の申し立てに争いがなければ30日以内に、また全ての当事者の同意があれば直ちに、処分決定審判が行われる。もしも審判の申し立てに争いがあるときは答弁審判から30日以内に事実認定審判が行われ、その後30日以内に処分決定審判が行われる。

(6) サンクションとしての拘禁施設収容

以上本節では、警察官による身柄拘束からインテイク、監護審判（および答弁審判）までの段階における少年の監護制度について概観した。これは、審判の申し立てを受けた少年を少年裁判所が「犯罪少年」（delinquent）と認定するまでの段階における監護制度である。これに対し、少年司法法典は、犯罪少年と認定した後の段階（post adjudication¹³⁾）においても、一定の条件のもとに少年専用拘禁施設（secure detention facility）の利用を認めている。これは、裁判所が処分（disposition）の1つとして短期間の拘禁施設収容を命じたり、少年

12) コンセント・ディクリーとは、審理手続きを一時中止して、少年の家庭または現在の場所で指導監督を行うもので、これを無事終了すれば審判の申し立ては棄却される。

が裁判所の処分命令 (dispositional order) の条件に違反した場合にその違反に対するサンクションとして拘禁施設収容を命じたりするものである。以下本節では、これらの独立した処分やサンクションとしての少年専用拘禁施設の利用について概観したい。

① 30日以内の拘禁施設収容処分

犯罪少年と認定された少年に対する処分の1つとして、裁判所は、30日を超えない期間、少年専用拘禁施設またはジェイルの少年用区画に少年を収容することを命じることができる (s. 938.34(3)(f))。この命令では、少年が通学、就業または裁判所が少年にとり有益と考える活動に参加するため、時間を特定して施設から外出を許可することができる。ただし、これらの施設を処分場所として利用できるのは、カウンティの監理委員会 (county board of supervisors) がその利用を承認する決議案を採択している場合に限られる。

② 裁判所の命令違反に対するサンクション

犯罪少年と認定された少年が裁判所の処分命令に含まれる条件 (例えば、学校に行くこと、地域の奉仕活動をするなど) に違反したときは、裁判所は、10日を超えない期間、少年専用拘禁施設またはジェイルの少年用区画に少年を収容することを命じることができる (s. 938.355(6))。このサンクションを課しうるのは、処分決定審判で裁判所が少年に対しかなる場合にサンクションを受けるかについて説明している場合、または、違反の前になる場合にサンクションを受けるかについて少年が自分で読んだか、もしくは人に読んでもらったことを書面で認めている場合に限られる。また、サンクションを課す前には審判 (Sanction Hearing) が開かれなければならない、審判で少年は弁護士により代理される権利および証拠を呈示する権利を有する。

③ ケースワーカーによる72時間以内の少年拘禁施設収容

犯罪少年と認定された少年が裁判所の処分命令に含まれる条件に違反した場合、または、カウンティの福祉部局による退所後の指導監督に付されている少年がその指導監督の条件に違反した場合に、少年のケースワーカーは、審判を経ることなく、違反について調査するため、もしくは違反に対するサンクションとして、少年専用拘禁施設またはジェイルの少年用区画に、72時間を超え

13) 監護審判の後、所定の期間内に答弁審判 (Plea Hearing) が行われ、この審判において審判の申し立てに争いがなければ、裁判所は、少年が犯罪を犯したことを認定し、それに対し適用される法律についての結論を示すことになる。この司法的判断を adjudication と呼ぶ。

ない期間、少年を収容することができる（s. 938.355(6d)）。ただし、この施設収容は、裁判所が採択している書面にした一般指針、またはカウンティの監理委員会が採択している少年の監護および短期間の拘禁施設収容に関する指針に基づいてのみ行うことができる。また、この施設収容を課しうるのは、処分決定審判で裁判所が少年に対しいかなる場合に施設収容されるかについて説明している場合、または、違反の前にいかなる場合に施設収容されるかについて少年が自分で読んだか、もしくは人に読んでもらったことを書面で認めている場合に限られる。

以上のような少年専用拘禁施設の利用は、比較的最近の改正によって少年司法法典に取り入れられたもので¹⁴⁾、議会は、少年専用拘禁施設の利用目的を審判のための身柄保全だけでなく、独立した処分や条件違反に対するサンクションにまで拡大してきている¹⁵⁾。

14) 改正の経緯は以下のとおりである。

少年司法法典施行前の1984年に、ウィスコンシン州の最高裁は、①少年に対し事前に十分な告知が行われていること、②命令違反の程度が著しいこと、③より非制限的な方法が考慮されたこと、④当該拘禁施設は所定の基準を満たしていることを条件として、少年についてもウィスコンシン州法第785章の「裁判所侮辱」(Contempt of Court)が適用可能だとの判断を示した。これにより、少年が裁判所の命令に違反した場合には、裁判所侮辱を理由として少年を拘禁施設に収容することが可能となった。

1987年の法律第27号により、裁判所の命令違反に対するサンクションとして、1個の違反につき10日以内の拘禁施設収容が認められることになった。当時の子ども法典は、「犯罪少年と認定された子どもが裁判所の命令に含まれる条件に違反した場合には、裁判所は、その少年に対し下記のサンクションを課すことができる」とし、その1つとして「10日以内の少年専用拘禁施設またはジェイルの少年用区画への収容と、その収容期間における学習の進度に応じた教育の提供」を掲げていた（当時の子ども法典 s. 48.355(6)(d)1）。

1993年の法律第16号により、カウンティの福祉部局による退所後の指導監督を受けている少年がその指導監督の条件に違反した場合に、少年のケースワーカーは、審判を経ることなく、違反について調査するため、少年専用拘禁施設またはジェイルの少年用区画に、72時間を超えない期間、少年を収容することが認められることとなった。

1995年には法律第77号が成立し、これをもとに同年少年司法法典が制定、翌96年施行された。同法典は、犯罪少年年齢の引き下げや、成人裁判所への移送可能年齢の引き下げなど、いわゆる厳罰化を柱としていたが、少年の身柄拘束についても、それまでの子ども法典における「最も非制限的な」(most restrictive)という指針を変更し、少年の責任を強調するバランスト・アプローチを採択し、少年専用拘禁施設の利用目的を拡大した。すなわち、犯罪少年と認定された少年に対する処分の1つとして、裁判所は、合計して30日を超えない期間、少年専用拘禁施設ま

3 デイン・カウンティにおける監護制度の運用

(1) カウンティへの注目

前節では、ウィスコンシン州の少年司法における監護制度を、同州の制定法である少年司法法典に沿って概観した。しかしながら、監護制度の「運用」はカウンティにより大きく異なる。

ウィスコンシン州には72のカウンティがあるが、少年専用拘禁施設を持つカウンティは16に過ぎない。25のカウンティでは、成人用ジェイルの一区画に少年を拘禁しており、31のカウンティでは、他のカウンティに費用を支払って監護を委託している¹⁶⁾。少年専用拘禁施設があっても、その定員は、Racine 131人、Milwaukee 120人、Sheboygan 9人、Oconto 10人のようにカウンティによってバラツキがあり、定員に余裕のある所もあれば、過剰拘禁になっている所もある。また、少年専用拘禁施設の財政的基盤はカウンティにあるため¹⁷⁾、その運営組織はカウンティにより異なり、下記の5通りがあるといわれている。すなわち、①カウンティのシェリフ (sheriff) が主体となり、

たはジェイルの少年用区画に少年を収容することを命じることができることとし、また、犯罪少年と認定された少年が裁判所の処分命令に含まれる条件に違反した場合には、少年のケースワーカーは、審判を経ることなく、違反について調査するため、少年専用拘禁施設またはジェイルの少年用区画に、72時間を超えない期間、少年を収容することを可能にした。(なお、短期間の少年拘禁施設収容処分は、厳罰化の所産ではなく、拘禁度の高い少年矯正施設よりは非制限的で、地域内の開放施設よりは制限的な中間的処分として、処分の選択肢を拡大したものとしても説明されている。)

1997年の法律第205号により、犯罪少年と認定された少年が裁判所の処分命令に含まれる条件に違反した場合、または、カウンティの福祉部局による退所後の指導監督を受けている少年がその指導監督の条件に違反した場合に、少年のケースワーカーは、審判を経ることなく、違反に対するサンクションとして、少年専用拘禁施設もしくはジェイルの少年用区画に、72時間を超えない期間、少年を収容することができるという改正が行われた。

15) 1994年1月から96年6月までの2年半と1996年7月から98年12月までの2年半とを比較すると、ウィスコンシン州全体で、犯罪少年認定前の段階における少年拘禁施設への収容は24,861人から20,296人へ18%減少したのに対し、認定後の段階における少年拘禁施設への収容は13,214人から19,369人へ47%増加した。See 1999-2000 Joint Legislative Audit Committee, *An Evaluation, Secure Juvenile Detention*, 1999, p.17.

16) National Center for Juvenile Justice, *State Juvenile Justice Profiles* (last modified Jan. 13, 2006) (<http://www.ncjj.org/stateprofiles/profiles/WI106.asp>).

シェリフの雇用するプログラムスタッフと共同で運営している施設、②カウンティのシェリフが主体となり、カウンティの福祉部局の雇用するプログラムスタッフと共同で運営している施設、③カウンティの福祉部局が運営する独立の施設、④少年裁判所が運営する独立の施設、⑤子ども裁判所センター（Children's Court Center）と呼ばれる組織が運営する独立の施設である。州都マディソンのあるデイン・カウンティは④、最も人口の多いミルウォーキー・カウンティは⑤である¹⁸⁾。

インテイクを行う組織もカウンティにより異なる。すなわち、①カウンティの福祉部局が行っているところ 55、②独立した少年裁判所の一部門が行っているところ 16、③子ども裁判所センターが行っているところ 1、④シェリフを介してインテイクを行っているところ 1である¹⁹⁾。デイン・カウンティは②、ミルウォーキー・カウンティは③である。

また、前節で述べたとおり、30日以内の拘禁施設収容処分はカウンティの監理委員会の承認に基づいてのみ行われ、ケースワーカーによる72時間以内の拘禁施設収容は裁判所またはカウンティの監理委員会の指針に基づいてのみ行われうる。ちなみに1998年時点で30日以内の拘禁施設収容処分を認めているカウンティは59ある²⁰⁾。デイン・カウンティでは、30日以内の拘禁施設収容処分はこれまで一度も認められたことがない。ケースワーカーによる72時間以内の拘禁施設収容は、2000年頃に行われたことがあるが約1年後に中止された。この収容は、ソーシャルワーカーや指導監督を行うカウンセラーなど多くの者にあまりに大きな裁量を与えるものであるため、デイン・カウンティでは支持されていないようである。

さらには、カウンティ独自の制度も存在する。デイン・カウンティには、「拘禁監護からの仮釈放」（temporary release from secure custody）と呼ばれる独

17) カウンティにおける少年非行に関するサービスを支援する主要な資力である Community Youth and Family Aids が少年拘禁施設に資金投与することは、施設内における処遇や学習に要する費用を除き、州の制定法により禁止されている (s. 301.26(2)(c))。

18) National Center for Juvenile Justice, *supra* note 16.

19) 例えば、Walworth County では、Department of Health & Human Services (DHHS) と呼ばれるカウンティの福祉局がインテイクを行っている。その概要につき、Dept of Health & Human Services (DHHS) (visited Jan. 19, 2009) <http://www.co.walworth.wi.us/Human%20Services/Website/Children'sServ/Juvenile/juvenile_court_intake1.htm>.

20) 1999-2000 Joint Legislative Audit Committee, *supra* note 15, pp.21-22.

自の裁判所の決定がある。少年司法法典上は、裁判所が少年の監護を継続すべきであると判断した場合、裁判所が命じるのは非拘禁監護または拘禁監護の2つしかない。しかし、デイン・カウンティでは、拘禁監護に付すべき理由が認められる場合であっても、少年を少年拘禁センターに収容するのではなく、一定の条件を付して非拘禁監護のもとに置くという運用が行われてきている²¹⁾。これは、できるだけ身柄拘束を回避しながら密度の濃い指導監督を行うことを目的とするもので、もしも条件違反があった場合には、少年は監護審判を経た上で拘禁監護に戻されることになる。「拘禁監護からの仮釈放」は制定法上明確な根拠を持たないため、その適法性をめぐって裁判官の間で長年議論されてきたが、現在ではデイン・カウンティの少年裁判所の実務に定着したものとなっている。また、後述する「シェルターホーム」や「家庭監護プログラム」は他のカウンティにも存在するが、デイン・カウンティでは特色を持って運営されている。

このように少年の監護制度の運用はカウンティにより様々であり、制定法やその註釈書を見ただけでは、生ける法 (law in action) としての監護制度を捉えることはできない。制定法としての法だけでなく、その運用も重要な法だと捉え、これも研究の対象に含め、むしろそこにこそ学ぶべき工夫や苦心があると考えるなら、カウンティの現場から制度を眺めることが必要になる。以下本稿では、かかる問題意識のもと、州都マディソンのあるデイン・カウンティにおける少年の監護制度、とくにその運用に目を向けることにしたい。

(2) 少年裁判所プログラムの構成

デイン・カウンティでは「少年裁判所プログラム」(Juvenile Court Program) と呼ばれるプログラムが展開されている。これは1970年に少年裁判所のもとで始まったもので、現在は、①少年事件受理センター (Juvenile Reception Center)、②少年拘禁センター (Juvenile Detention Center)、③シェルターホーム (Shelter Home)、④家庭監護プログラム (Home Detention Program) の4つの部門から成っている。

- ① 少年事件受理センター (以下JRC) は、警察官等から身柄付きで送致された少年事件を受理し、監護を継続するか否か、継続する場合には非拘禁

21) 「拘禁監護からの仮釈放」を命じることができるのは補助裁判官または裁判官であり、インテイクワーカーはこの権限を持たない。

監護と拘禁監護のいずれを選択するかを決定するなど、事件の篩い分け（インテイク）を主たる業務としている。

- ② 少年拘禁センターは、拘禁監護を行う少年専用施設である。収容定員は24人。わが国でいえば少年鑑別所がこれに近い。
- ③ シェルターホームは、非拘禁監護を行う少年専用の開放施設である。収容定員は男子8人、女子8人の計16人。収容期間は最長60日である。
- ④ 家庭監護プログラムは、少年拘禁センターやシェルターホームの収容型監護の代替策として、少年を家庭、学校、地域に置いたまま監護を行うことを目的に設けられたプログラムである。

次節以降では③シェルターホームと④家庭監護プログラムについて具体的に記述するが、その前に①少年事件受理センターと②少年拘禁センターの概況を押えておきたい。

(3) JRC の受理状況

統計によると²²⁾、2007年にJRCが受理した少年は1,040人である。年齢は10～17歳であり、14～16歳が全体の77%を占めている²³⁾。性別は男子68%、女子32%である。

この1,040人の法的身分は、①初回のインテイクのためにJRCに送致された少年²⁴⁾83%（866人）、②拘禁監護からの仮釈放の条件に違反した少年3%（35人）、③非拘禁監護の条件に違反した少年3%（33人）、④少年裁判所の命令違反を理由として少年拘禁センター収容等のサンクシオンを受けるためにJRCに送致された少年10%（106人）である。

JRCが受理した少年の種類は、①犯罪少年62%、②要保護少年（JIPS）・要保護児童（CHIPS）4%、③市条例に違反した少年3%、④その他（裁判所の命令、サンクシオン、出頭令状（capias）などによりJRCに送致された少年）31%である。①の犯罪少年が犯した罪の種類は、a. 人々の健康および安全に対する犯罪41%（334人）、b. 人身犯罪27%（217人）、c. 財産犯罪25%（196人）、d. 銃器犯罪4%（91人）、e. 薬物犯罪3%（21人）であり、各類型の主な犯罪

22) Dane County Juvenile Court Program, *The Annual Juvenile Court Report 2007*, pp.2-18.

23) 少年司法法典における少年年齢は17歳未満である（s. 938.02(10m)）。

24) 当該犯罪につき初回のインテイク（initial intake）を行うためであるから、初犯とは限らず再犯の場合もありうる。

は、a. 人身犯罪 = 治安紊乱行為 190 人、凶器を携帯した治安紊乱行為 51 人、妨害 45 人、b. 人身犯罪 = 暴行 91 人、未必の故意または認識ある過失による安全侵害 19 人、第 1 級性的暴行 18 人、c. 財産犯罪 = 器物損壊 63 人、無許可自動車運転 35 人、盗罪 23 人、d. 銃器犯罪 = 凶器を携帯した治安紊乱行為 51 人、凶器運搬 18 人、持凶器強盗 11 人、凶器所持 11 人、e. 薬物犯罪 = マリファナ所持 13 人、コカイン所持 3 人である。

(4) インテイクの基準

上記①の犯罪少年に対し行われたインテイク（事件の篩い分け）の結果は、①拘禁監護 45%、②非拘禁監護（シェルターホーム）19%、③非拘禁監護（シェルターホーム以外）18%、④監護に付さずに釈放 18% である²⁵⁾。

インテイクの基準としてまず重要なのは、少年司法法典上の基準、すなわち、前節でみた「監護継続の基準」と「少年専用拘禁施設収容の基準」（s. 938.205, s. 938.208）であるが、実際にインテイクワーカーが何を重視してインテイクを行っているかは興味あるところである。少年専用拘禁施設収容の基準のうち「人の身体に危害を加える現実の危険性」は、地域社会の安全が強調される中、とくに重要な判断要素になっているようであり、この危険性の判断方法について少年司法法典は「インテイクワーカーが下記のいずれかの条件に該当すると判断した場合である」と規定している（s. 938.208(1)）。すなわち、

- (a) 成人が犯した場合には一定の重罪（felony）に当たる罪を少年が犯したと信じるに足りる相当な理由があること、
- (b) 成人が犯した場合には一定の重罪に当たる犯罪行為をした際に、少年は、拳銃、短身のライフルもしくは短身の散弾銃を所持、使用または脅迫に用いたと信じるに足りる相当な理由があること、
- (c) 少年は、ウィスコンシン州法に違反し、短身のライフル、短身の散弾銃もしくは拳銃を所持または携帯したと信じるに足りる相当な理由があること、である。

なお、デイン・カウンティでは、裁判所により「JRCにおけるインテイクのためのガイドライン」（Guidelines for Reception Center Intake）が策定されている²⁶⁾。これによると、第 1 級の故意による殺人、第 1 級の未必の故意また

25) 最近、非拘禁監護に付される少年の割合、とくにシェルターホーム以外の場所に置かれる少年の割合が増加傾向にある。

は認識ある過失による殺人，重罪謀殺（重罪またはその未遂罪を犯す際に人の死を生じさせた場合），第2級の故意による殺人，凶器を携帯した不法目的侵入，危険武器（殺害または重傷を負わせることの可能な武器）の所持または使用など一定の犯罪を犯した場合は「人の身体に危害を与える現実の危険性がある」と判断され，裁判所が審査を行うまで少年を拘禁監護に付すものとされている。

さらに具体的なインテイクの仕組みは不明であるが，以上の規定からすると，拘禁監護については行為の外形や結果を重視した判断が行われているものと推察される。

（5）少年拘禁センターの収容状況

統計によると²⁷⁾，2007年に少年拘禁センターに収容された少年は587人である。入所理由は，①新たな犯罪の嫌疑があり，JRCのインテイクの結果，少年を拘禁監護に付す決定がなされたもの37.6%（221人），②サンクションを受けるため25%（144人），③審判に出席しなかったために令状（*capias*）により勾引されたもの13%（76人），④拘禁監護からの仮釈放の条件に違反，または非拘禁監護のもとで新たな犯罪もしくは逃走があったもの14%（80人），⑤少年矯正施設退所後，指導監督に付されている少年が遵守事項に違反または新たな犯罪を犯し，矯正施設に戻されるまでの期間，少年拘禁センターに置かれる場合6%（33人），⑥少年矯正施設にいる少年がデイン・カウンティの裁判所で収容継続等の審判を受ける際，審判の前日に少年拘禁センターに宿泊したり，審判終了後に少年矯正施設に戻るまでの間，少年拘禁センターに宿泊したりする場合1%（8人），⑦その他4%（25人）である。

少年拘禁センターへの収容期間は平均約10日であり²⁸⁾，1日当たりの平均収容者数は15人（定員24人）である。

26) Dane County Juvenile Court Program, *Policy & Procedure Manual* (last modified Nov. 2005) (http://www.countyofdane.com/juvenilecourt/pdf/procedure_manual/5-d%20guidelines%20for%20jrc%20intake.pdf).

27) Dane County Juvenile Court Program, *supra* note 22, pp.19-26.

28) 内訳は，①1日未満15%（86人），②1～2日15%（90人），③2～3日7%（39人），④3～4日5%（27人），⑤4～6日9%（50人），⑥6～10日16%（94人），⑦10～15日11%（63人），⑧15～20日8%（46人），⑨20～25日5%（29人），⑩25～30日3%（16人），⑪30～40日3%（19人），⑫40～50日2%（9人），⑬50～60日1%（6人），⑭60～70日1%（4人），⑮70～80日0.3%（2人），⑯80～90日0.3%（2人）である。

4 シェルターホーム

(1) シェルターホームの概要

前節ではデイン・カウンティの少年裁判所プログラムの概況をみた。本節および次節では、その一部門として展開されている「シェルターホーム」(Shelter Home)と「家庭監護プログラム」(Home Detention Program)について、筆者の参与観察の結果も織り交ぜながら、その特色や運用状況をみていきたい。何故これらのプログラムに注目するかであるが、冒頭に述べたように、わが国における審判前の身柄保全制度は少年鑑別所送致と自宅待機の両極しかない。しかし、両者の間には幾通りかの身柄保全の形態や方法がありえよう。「シェルターホーム」と「家庭監護プログラム」はその中間形態の1つであり、その仕組みや運用の姿を捉えることによって、とくに多様化という観点から、わが国の身柄保全制度を見つめてみたいからである。

シェルターホームは、①少年裁判所が司法手続きを進める期間、少年拘禁センターに収容するまでの必要はないが、直ちに家庭に戻すことのできない少年に対し、開放的な環境のもとで監護(非拘禁監護)を行うこと、②家庭以外の場所に措置されている少年を別の場所に移す緊急の必要がある場合に、一時的な身柄保護を行うこと、③家出少年への危機介入を行う民間組織ブライアパッチ²⁹⁾から措置された少年に対し、宿泊場所の提供など一時的な身柄保護を行うことを主な任務としている。

シェルターホームの建物は、もとは女子修道院であった。1972年にその建物を現在の場所に移し、シェルターホームはスタートした。最初の2年間は連邦司法省の法執行援助機構(Law Enforcement Assistance Administration)が資金提供を行ったが、デイン・カウンティは全面的な資金提供の責任があると考え、1975年にシェルターホームを買い取った。以来、シェルターホームは、デイン・カウンティによって運営されてきている。拘禁度の高い少年拘禁センターがマディソン中心部の裁判所と隣接する建物(City-County Building)の中にあるのに対し、シェルターホームはそこから5キロほど離れた地域の中に建てられている。その外観は名前の通り少し大きめの「家」であり、人から言われなければ少年の施設だとは気づかない。

29) ブライアパッチについては、服部朗「アメリカの少年保護をめぐる法と社会(2)―司法前のボランティアによる緊急保護組織 'Briarpatch'」犯罪と非行92号(1992年)105頁以下を参照。

シェルターホームの1階には事務室、レクルーム、キッチン、そして廊下で繋がった別棟の教室がある。この教室は、かつてはチャペルだったもので、現在も中に入るとステンドグラス、祭壇、告解場など当時の面影が残っている。2階は少年たちの居室スペースとなっている。2階へは男女別々の階段があり、間には行き来できないよう仕切られている。少年拘禁センターでは、少年たちの居室（独房）に鍵が掛けられ、監視システムが作動し、少年たちはユニホームを着用しているが、シェルターホームにはこれらはなく、家庭的な雰囲気が重視されている。シェルターホームの収容定員は16人（男女各8人）、対象年齢は10～17歳である。滞在期間は最長60日であるが、詳しくは後述する。

職員は、①責任者であるコミュニティ・プログラム・マネジャー1人、②ハーフタイム³⁰⁾職員のケースマネジャー1人、③常勤職員6人（男女各3人）、④ハーフタイム職員4人（男女各2人）、⑤非常勤職員約8人、⑥ハーフタイム職員の教員1人である。①～④はデイン・カウンティの公務員、⑤は非常勤公務員、⑥は「マディソン学区」(Madison School District)に所属する教員である。シェルターホームでは交替制が採られ、夜間を含め少なくとも男女各1人のスタッフが常駐するよう勤務表が組まれている。

シェルターホームのような施設は他のカウンティにも存在するが、デイン・カウンティでは裁判所プログラムの一部として運営される公設の施設である点³¹⁾、カウンティによっては同じ建物のなかに拘禁監護施設と非拘禁監護施設とが併設されているが³²⁾、デイン・カウンティのシェルターホームは独立した施設として地域のなかに置かれている点で特色がある。

(2) 手続き上の位置

シェルターホームに少年が措置されるのは以下の場合である。すなわち、

- ① インテイクの結果、インテイクワーカーが少年を非拘禁監護に付すのが相当だと判断し、その場所をシェルターホームとしたとき、

30) ハーフタイム職員とは、2週間で40時間勤務する職員のことをいう。

31) Outgamié, Waukesha Countyではカウンティの福祉部局が、Milwaukee, Winnebago Countyでは民間組織がシェルターケア施設を運営している。

32) Marathon, Rock Countyなどでは、同じ建物の中に少年拘禁施設とシェルターケア施設とが併設されている。See Marathon County Juvenile Facility (visited Apr. 26, 2009) (http://www.wausau.k12.wi.us/juvenile_facility/aboutthefacility.html).

- ② 監護審判の結果、補助裁判官または裁判官が少年を非拘禁監護に付すのが相当だと判断し、その場所をシェルターホームとしたとき、
- ③ 監護審判の結果、補助裁判官または裁判官が拘禁監護からの仮釈放を決定した上で、少年をシェルターホームに置くとき、
- ④ 家庭以外の場所に措置していた少年を別の場所に移す緊急の必要がある場合に、一時的に少年をシェルターホームに置くとき、
- ⑤ 少年裁判所の命じた遵守事項に少年が違反した場合に、その違反に対するサンクションとして少年をシェルターホームに置くとき、
- ⑥ 他の州からの家出少年に対する一時保護として、少年をシェルターホームに置くとき、
- ⑦ 家出少年の緊急保護を行う民間組織ブライアパッチが、少年の同意を得て、少年をシェルターホームに措置し、宿泊施設として利用するとき、である。

滞在期間は、上記①～③は60日以内、④は20日以内 (s. 48.357 (2), s. 938.357(2))、⑤は1個の違反につき10日以内、⑥と⑦はその性格上ごく一時的なものである。

(3) 入所状況

統計によると³³⁾、2007年にシェルターホームに措置された少年は344人である(複数の事由に該当するケースを含む)。性別は男子56%(192人)、女子44%(152人)。平均年齢は14.6歳である³⁴⁾。

措置の事由は、①犯罪少年78%(282人)、②要保護児童(CHIPS)11%(39人)、③デイン・カウンティ内の家出少年5%(19人)、④他のカウンティまたは州からの家出少年2%(8人)、⑤ブライアパッチから措置された少年2%(7人)、⑥要保護少年(JIPS)1%(5人)である(最近、①の犯罪少年の占める割合が上昇している)。犯罪の種類は、器物損壊40人、不法接触39人、凶器を携帯した風紀違反21人、不法目的侵入16人、窃盗16人であり、比較的軽微なものが多い。シェルターホームのスタッフの話によると、彼らの犯罪の背景には家庭の機能不全や、親からの虐待がある。

33) Dane County Juvenile Court Program, *supra* note 22, pp.27-32.

34) 内訳は、10歳2人、11歳7人、12歳13人、13歳58人、14歳62人、15歳90人、16歳96人、17歳16人である。

少年の法的身分は、①非拘禁監護 52%（156人）、②緊急の措置変更（emergency change of placement）26%（78人）、③サンクションを受けるため 15%（44人）、④拘禁監護からの仮釈放 8%（23人）である。

滞在日数は平均 11 日で、1～4 日が半数以上を占めている³⁵⁾。また、1 日当たりの収容者数は 8.3 人である。

(4) シェルターホームの生活

① 日 課

シェルターホームでは家庭的な雰囲気が尊重され、比較的ゆったりと時間が流れている。その日課は以下のとおりである。

午前 8：00 起床（土・日は 10：00）

～8：45 朝食（週末は～10：45）

～9：00 部屋の掃除（週末は～11：00）

9：00～12：00 シェルターホームの教室で学習

12：00 昼食

午後 1：00～2：00 ホームワーク・アワー Homework-Hour（自習や宿題をする時間）

2：00～2：45 自由時間

2：45～3：15 パーソナル・タイム Personal-Time（職員の交替に伴い各自の部屋で過ごす時間）

3：15～5：15 自由時間

5：30 夕食

6：00～7：00 自由時間

7：00～8：00 クワイエット・アワー Quiet-Hour（各自の部屋で宿題などをして静かに過ごす時間）

8：00～9：00 グループ（レクルームなどで映画を観たりゲームをしたりしてグループで過ごす時間）

9：00 就寝（金・土は 10：00）

10：00 就寝時刻の延長（金・土は 0：00）

② 学 習

マディソンの学校に在籍している少年はシェルターホームから在籍校

35) 内訳は、1～4 日 57%（197 人）、5～9 日 10%（35 人）、10～14 日 8%（29 人）、15～19 日 8%（30 人）、20～24 日 6%（20 人）、25～29 日 2%（6 人）、30～34 日 2%（6 人）、35～39 日 3%（9 人）、40 日以上 3%（12 人）である。

(home school)に通うことができ、通学用のバス乗車券が与えられている。マディソンの学校に在籍していない少年は、午前9時～正午まではシェルターホーム内の教室(かつてのチャペル)で学習をし、午後1～2時までは自習をする。この教室ではハーフタイムの教員1人が学習指導にあたり、必要に応じシェルターホームのスタッフが協力する。シェルターホームの教室での学習時間は少年の在籍校における学習時間に算入される。

③ 通信

シェルターホームに滞在中、少年は、家族、友人、弁護士、裁判所などとの間で手紙のやりとりをすることが認められている。ただし、裁判所が接触を禁止している人との交信は認められていない。手紙は開封されずに少年に渡される。ただし、ギャングのサインや不適切な写真などが混入していることが分かったときは、これらの品は没収され、違法なものでなければ少年の親や保護者に渡されるか、退所の際に少年に戻される。

電話は一定の時間帯にすることができる(月～金曜は午後3:15～9:30(金曜は～10:30)。土・日曜は午前9時～午後10:30まで(日曜は～9:30)。ただし、食事、掃除、パーソナル・タイム、クワイエット・アワー、Personal-Time、Quiet-Hourおよびグループの時間を除く)。1回の通話時間は10分以内とされている。また、特定の人との接触を禁止した裁判所の命令がある場合には、スタッフが注意を払うことになっている。

④ 外出 (sign-out)

シェルターホームでは、少年が一定以上のポイントを獲得したときは(ポイント制度については後述)、少年のケースワーカーおよびシェルターホームのスーパーヴァイザーまたはケースマネジャー、場合によっては裁判所の判断により、少年に外出を許可している。少年が外出を希望するときは、事前にスタッフに申し出て許可を得なければならない。外出時間は、学校のある日は午後2時から4時間、学校のない日は正午から4時間とされている。週末は、より早い時間帯の外出もありうる。外出中は、ソーシャルワーカーやシェルターホームのスタッフが適当と認めた大人が付き添う。少年だけの外出は認められていない。また、シェルターホームのスタッフが少年を買い物に連れて行ったり、コンサートや野球の試合に連れて行ったりすることもある。

⑤ お小遣い (allowance)

少年が決められた仕事をきちんとしたときは、1つの仕事につき0.5ドルのお小遣いが与えられる。余分に仕事をしたときはプラス0.5ドル、とくに大変な仕事をしたときはそれに応じた額のお小遣いが与えられる。お小遣いは1週

間分がまとめて与えられる。

⑥ 面会 (visitation)

少年は、家族、友人、弁護士などの専門家と面会室で面会することができる。近親者（両親、祖父母、兄弟姉妹）、保護者、ソーシャルワーカー、弁護士、学校関係者、および、その他の専門家との面会時間は、毎日、就寝時間の前までとされている。友人および近親者以外の家族との面会時間は、月～金曜の午後7：30～9：00、土・日曜の午後1：00～2：30に限られている。事前の許可がない限り、18歳以上の友人との面会は認められていない。また、同時に2人を超える近親者以外の家族との面会は認められていない。ボーイフレンドやガールフレンドとの面会には、スーパーヴァイザーまたはソーシャルワーカーの特別な許可が必要である。

⑦ 外泊 (overnight)

一定の条件のもとで、少年は、両親、親戚、または里親になる予定の人と1泊の外泊をすることが可能である。その許否は、シェルターホームのスーパーヴァイザーまたはケースマネジャーが少年のソーシャルワーカーと相談して決める。ただし、裁判所が少年の外泊や帰宅を禁止している場合は除かれる。通常、外泊は週末の夜に限られている。

(5) ポイント制度

シェルターホームでは「ポイント制度」(point system)が採用されている。ポイント制度とは、少年が好ましい行動をしたときには点数を与え、その点数に応じて生活上の特典を付与するものである。シェルターホームでは、スタッフが少年の日々の生活ぶり、例えば起床時間、学習への参加、部屋の整理整頓、スタッフや仲間への態度、ルールの遵守、建物や設備の使い方などを評価し、その結果を少年の「得点表」(Point Sheet)に記入し、その点数に応じて、少年に生活上の特典、例えば外出、レクルームの利用、就寝時刻の延長などの許否が決められている。

ポイント制度は、シェルターホームだけでなく当地のグループホームなど多くの施設で採用されている。ポイント制度に対しては、「少年にとってわかりやすい」、「とにかくうまく行く」といった肯定的な意見を耳にしたが、私としては、シェルターホームやグループホームなど家庭的な雰囲気を重んじる場所については、管理的で違和感を覚えた。

(6) 退所後の行き先

シェルターホームを出た後の少年の行き先については詳しい統計はないが、多くの少年は両親または親戚の家に戻る。このほか、グループホーム、フォスターホーム、児童福祉施設などに行く少年、また少年拘禁センターに戻される少年もいる。退所後は、もっぱらソーシャルワーカーが少年に関わり、シェルターホームのスタッフは関わりを絶つ。

5 家庭監護プログラム

(1) 家庭監護プログラムの意義

デイン・カウンティには、監護に関するもう1つの注目すべき制度がある。「家庭監護プログラム」(Home Detention Program. 以下 HDP) がそれである。このプログラムは、少年拘禁センターやシェルターホームなどの収容型監護の代替策として1975年に始まった。同種のプログラムはウィスコンシン州の他のカウンティ³⁶⁾や他の州³⁷⁾にも存在するようであるが、デイン・カウンティでは、少年裁判所プログラムの一部門として運営されている。

デイン・カウンティのHDPには、地域青少年カウンセラー(Community Youth Counselor. 以下 CYC) と呼ばれる職員(身分はカウンティの公務員であるが所属は少年裁判所)が配置されている。CYCの役割は、少年の家庭を訪ね、適切な指導監督を行うとともに両親を支援することで、次の3つを達成することにある。すなわち、

- ① 少年裁判所が処分を決定するまでの期間、少年拘禁センターやシェルターホームなどの施設に少年を収容するニーズを減らすこと、
- ② 両親と少年を支援することで、将来の問題行動に繋がる可能性のある問題を解決すること、
- ③ 少年裁判所が処分を決定するに当たり、引き続き少年を家庭に置いたまま安全を確保して指導監督を行うプランが立てられるか、そうした能力が

36) 例えば、Waukesha County の HDP の概要について、Home Detention (visited Feb. 13, 2009) <<http://www.waukeshacounty.gov/uploadedFiles/Media/PDF/CJCC/HomeDetention.pdf>>.

37) 例えば、ミシガン州 Barry County の HDP について、Home Detention Program (last modified Jan. 9, 2008) <<http://www.barrycounty.org/courts-and-law-enforcement/family-division/juvenile-division/home-detention-program/>>.

少年と家族にあるかについて、裁判所に対し情報提供を行うこと、である。

この他に、最近では、裁判所が審判で少年にインテンシヴな指導監督を命じた場合に、実際に指導監督が行われるまでの期間、CYCが家庭の状態を維持できるように関わることで、処分の決定と実施との間の橋渡しをする役割も担うようになっている。

次に、HDPの手続き上の位置を確認しておく、HDPが行われるのは、(1)少年裁判所による処分決定前と(2)処分決定後とに大別される。

まず、(1)処分決定前のHDPについてであるが、その法的根拠は、少年司法法典の「裁判所は、少年の監護を継続すべきであると判断した場合に、少年を親、保護者、監護権者もしくはその他の責任ある大人のもとに置いた上で、要請があれば少年を他の形態の監護に戻すという条件も含め、少年の旅行、交友関係もしくは居所について合理的な制限（reasonable restriction）を課し、または、少年を一定の組織による指導監督（supervision）に付すことができる」という規定（s. 938.21(4)(a)）にある。つまり、在宅監護に合理的な制限と行動観察とを付加したものがHDPということになる。HDPが行われるのは、例えば、①JRCのインテイクの段階では少年をシェルターホームに置くこととしたが、監護審判では少年を家庭に戻してHDPを行う場合、②インテイクの段階では少年を拘禁監護に付すこととしたが、監護審判では、非拘禁監護へ変更し、少年を家庭に戻してHDPを行う場合、③インテイクの段階では少年を拘禁監護に付すこととしたが、監護審判では、拘禁監護からの仮釈放を決定した上で、少年を家庭に戻してHDPを行う場合などがある。また、④監護審判の結果、シェルターホームに収容されたが、その後に監護の場所を変更し、少年を家庭に戻してHDPを行うという場合もある。

一方、(2)処分決定後のHDPは、裁判所が少年に対し「地域青少年プログラム³⁸⁾」（Community Adolescent Program. 以下CAP）または「近隣介助プログラム³⁹⁾」（Neighborhood Intervention Program. 以下NIP）と呼ばれるインテンシヴ

38) 「地域青少年プログラム」（Community Adolescent Program）は、裁判所の命令を受けた犯罪少年に対し指導監督を行う民間のプログラムである。プログラムのスタッフは、日々の門限や通学状況をチェックし、グループ活動を行う。少年は、スキルづくりのためのグループや、単独または家族でのミーティングに参加する。個々のプランは、少年の強さ（strengths）、公共の安全の必要性、責任（accountability）および能力の伸長に基づいて作成される。

な指導監督プログラムへの参加を命じた場合に、プログラムの開始までの待ち時間に HDP を行う場合と、少年裁判所が独立した処分として HDP を命じる場合とがある。

このように HDP は手続きの各所において行うことができ、実際に行われている。統計によると⁴⁰⁾、2007年には252人の少年に対しHDPが行われたが、このうち、①非拘禁監護の身分でHDPに付された者23%(57人)、②拘禁監護からの仮釈放という身分でHDPに付された者26%(66人)、③CAPやNIPのプログラムへの橋渡しとしてHDPに付された者48%(121人)、④裁判所の独立した処分の1つとしてHDPに付された者3%(8人)という状況である。なお、これらは全て犯罪少年のケースであり、要保護少年や要保護児童は含まれていない。性別は男子77%、女子23%である。年齢は11~17歳で、14~16歳が全体の82%を占めている。

HDPの実施期間に上限はない。HDPの実施期間は、結局、HDPがどの手続き段階で行われるかによって決まる。すなわち、(1)処分決定前のHDPについては、審判のスケジュールに依存することになり、(2)処分決定後のHDPについては、インテンシヴな指導監督が開始されるまでの期間であり、実際には30~60日間とのことである。統計によれば、2007年におけるHDPの実施期間は2日から323日までと大きなバラツキがある(平均期間は約30日)。323日間に及んだケースとは、性犯罪の事件で、少年の弁護士が多くのアセスメントを要求したため審理の遅滞を招いたもので、このように長期に及ぶのは極めて稀とのことである。

(2) 家庭監護プログラムの実際

デイン・カウンティのHDPには、地域青少年カウンセラー(CYC)と呼ばれる2人の職員が配置されている。2008年8月、筆者は、その1人であるジェフ(Jeff Ward)の1日の仕事に同行させてもらった。当時ジェフは9人の少年を担当していたが、当日はうち7人の少年を訪問した。ジェフによると、こ

39) 「近隣介助プログラム」(Neighborhood Intervention Program)は、「デイン・カウンティ福祉部局」(Dane County Department of Human Services)の「子ども青少年家族部門」(Children, Youth and Families Division)が実施する、アフリカ系アメリカ人の少年を対象としたインテンシヴな指導監督プログラムである。「近隣介助プログラム」は早期介入業務も行っている。

40) Dane County Juvenile Court Program, *supra* note 22, pp.33-35.

これは平均的な担当ケース数とのことである。少年の家に向かう車のなかで、CYCの役割をジェフに聞いた。

「私の役割？ 裁判官の目と耳だよ。子どもの家庭を訪ね、彼らがどんなふう
に生活しているかを見る。呼び出して話を聞くよりずっと確かだ。ありのまま
の状況だからね。子どもの表情や家族の様子がよくわかる。それから、コミュ
ニティ・スーパーヴィジョン。つまり、地域のなかで子どもや家族の指導や援
助を行うこと。これが基本的な仕事だ。」

また、ジェフは、カウンティの福祉部局（Dane County Department of Human
Services）所属のソーシャルワーカーの役割との違いについて、こう話してく
れた。

「よく似ている。けれども、私は裁判所で仕事をしている。だから、ソーシ
ャルワーカーと比べると、裁判所に対し、より直接的な影響力を持っている。
カウンティによっては、シェリフや福祉部局が私たちのような仕事をしている
ところもある。例えば、ロック・カウンティではシェリフが担当している。職
員は警官の制服を着て、胸には星章を付けている。ラクロス・カウンティでは
福祉部局が担当している。そこでは、より福祉的なアプローチがとられている。
実際に見てみれば違いがわかるはずだ。」

以下では、私が見聞したことを記し（それはあくまで一コマに過ぎないが）、
HDPの実際の姿を伝える一助としたい。なお、少年の名前は全て仮名とした。

① ビリー

ジェフと私が最初に訪ねたのはビリーという少年である。ビリーは自動車を
盗み無許可で運転したかどでJRCに送致された。今回が2度目の非行で、前
回は持凶器強盗であった。ビリーは、監護審判の結果、拘禁監護からの仮釈放
となりHDPに付されている。裁判所からは「学校に行く以外は家にいるこ
と」という行動制限が課されている。

ビリーの家族が住むアパートはマディソン南部の治安の悪い地域にあった。
母親がドアフォンに出たが、ビリーはまだ寝ているとのこと。ジェフと私はア
パートの中に通された。ビリーは目を擦りながら私たちの前に現れた。上半身
は裸でパンツもずり落ちそうな恰好だ。

ジェフが聞いた。「昨日は何をした？」「バスケ。」「今日の予定は？」「昨日
と同じ。」「来週から学校が始まるよ。」「わかっているよ。」ビリーはだるそう
に返事をした。

「明日また同じ時間に来るから。」ジェフはそう言い残してアパートを出た。

この間、5分くらいだろうか。割りとおっけない訪問である。

ジェフによると、ビリーはいつ来ても寝ている。夜遅くまで起きているからだろう。ビリーは放任されて育ったため、いろんな悪癖を身につけてしまっているらしい。ジェフはビリーを週に5日、つまり土日を除き毎日訪ねている。

② ジョシュア

次に向かったのはジョシュアの家である。ジョシュアは学校に不法侵入し携帯電話を盗んだかどでJRCに送致された。インテイクワーカーはジョシュアを家に戻した上でHDPを行うことを決定した。今日がジェフとの初回の面会である。

ジョシュアは7歳の時に現在の両親の養子となった。それまでは街頭で物売りをしていたらしい。ジョシュアが現在の両親そして義理の弟と住む家は閑静な住宅地の一角にあった。真新しい立派な家である。

父親と愛犬がジェフと私を出迎えてくれた。母親は仕事で不在である。ジョシュア、父親、ジェフ、私の4人は互いに簡単な自己紹介をしてキッチンテーブルに着いた。最初に、ジェフは、HDPの目的、進め方、CYCとしての自分の役割をジョシュアと父親に説明した。そして、「規則と期待」(Rules and Expectations)という題の付いた用紙をジョシュアと父親の両方から見える位置に置いた。

この用紙はHDPのいわば契約書である。下記の7つのルールが予め印刷されており、ケースに応じて多少書き込みのできる空白が設けられている。

1. 私は、両親、ソーシャルワーカーおよびHDPのカウンセラーの規則に従うことに同意します。
2. 私は、もう法律違反をしません。もしも警察と接触があったときは、HDPのカウンセラーに報告します。
3. 私は、毎日()学校の全ての授業に出席し、割り当てられたことを最後までやり、行儀よく行動します。
4. 私は、アルコールやその他の違法ドラッグを使用せず、また所持しません。
5. 私は、下記の門限を守ります()時)。
6. 拘禁監護からの仮釈放という身分でHDPに付されているときは、週末の過ごし方に関する指示を守ります。
7. 私は、決められた通り、HDPのカウンセラーに電話します。

ジョシュアについては、項目5の門限は夜7時、項目6は非該当、項目7は

毎日学校に行く前と家に帰ってからジェフに電話連絡をすることが決められた。

ジェフは、1つ1つの規則をジョシユアと父親に説明した上で、今後の状況いかんによっては、これらの規則は変更されうることを、CYCのジェフにはその権限があること、ジェフが電話に出られないときは留守電にメッセージを残しておくことを求めた。

父親が聞いた。「ジョシユアが朝、電話をするのを忘れているとき、私から電話をするよう言ってやってもいいでしょうか？」ジョシユアが、そばで言った。「そんなことしないでいいよ。それは僕の責任だから。」「じゃ、しないよ。今言ったことを、ちゃんと覚えておくように。」父親がジョシユアを指差して言った。

ジョシユアと父親は用紙に署名をし、ジェフはその控えを父親に手渡した。「また明日来るから。」ジェフはそう言って席を立った。

ジョシユアの家に行ったのは20分くらいだろうか。この日の訪問としては最も長いものであった。ジェフは、初回の面会をした翌日には前日の話し合いの内容を確認するために必ず少年と会うことにしている。HDP終了までの平均訪問回数は、ケースにもよるが10～15回、もっと多いかも知れないとのことである。

③ マシュー

マシューは、審判でNIPという指導監督プログラムへの参加を命じられた。そして、NIPのサービスを受けられるようになるまでHDPが橋渡しの役割をする。マシューとはマクドナルドで待ち合わせをした。両親の居場所をジェフに聞いてみたが、「誰も知らない。たぶん刑務所ではないか。」とのことである。

ジェフと私がマクドナルドに着くと、マシューはバスケットボールのコーチをしているという人に付き添われハンバーガーを頬張っていた。店には沢山客がいて、ゆっくりと話をする雰囲気ではない。それでもジェフは、マシューが熱中しているというバスケットボールの話題を交え、生活の様子を聞き出すとともに、NIPというプログラムについての情報提供を行っている。

統計によると、HDPの対象少年の半数（52%）がアフリカ系アメリカ人である。ビリーもマシューも、後で話すエミリーもジムもジェイコブもダニエルも、アフリカ系アメリカ人の少年である。カウンセラーのジェフもアフリカ系アメリカ人で、彼はシカゴで貧困に苦しみながら少年時代を過ごした。そうし

た自分自身の体験もあり、ジェフは、HDPに来る少年たちのことを他人事とは思えないようである。ジェフがしみじみと言った。「私は、よくHDPの子どもたちに感情移入してしまう。全人口に占めるアフリカ系アメリカ人の比率を思えば、HDPに来るアフリカ系アメリカ人の少年の比率は高い。彼らには物事を教えてくれる人がいない。そんな子どもたちに話しかけること。それが私の役割だし、それはとても重要なことだ。」

④ エミリー

エミリーは14歳のアフリカ系アメリカ人の少女である。現在は両親や兄弟から離れ、叔母と一緒に暮している。母親には9人の子どもが、父親には他の女性との間にできた4人の子どもがいる。現在、彼女の家族のほとんどはシカゴに住んでいる。エミリーは家庭内でひどい身体的虐待を受けて育ったらしい。性的虐待の可能性もあるようだ。これらのことが原因でエミリーには発達障害が認められ、とくに男性との良好な人間関係を持つことができないでいる。

ある日、エミリーは学校でナイフを持って暴れ、先生や生徒に噛みついた。エミリーはJRCに送致され、裁判所の審判を受けた。最初は少年拘禁センターに収容されたが、その後シェルターホームに変更され、処分決定審判ではNIPへの参加と在宅での精神治療を受けることを命じられた。

ジェフと私は、エミリーが叔母と一緒に暮らしているアパートを訪ねた。叔母は仕事に出ているのだろう。家にはエミリーのほかに人気はない。

ジェフがエミリーに聞いた。「昨日は何をした?」「自転車に乗った。」「どこで?」「この近所。」「今日の予定は?」「セラピストが来る。楽しみじゃないけど。」「そう。でも治療は受けないとね。来週から学校が始まる。良いスタートを切ろうね。」エミリーは少し微笑んで頷いた。

エミリーのアパートを出てからジェフが言った。「エミリーの父親代わりになる人が必要だ。彼女は家庭でひどい虐待を受けてきた。そのせいで良い人間関係を持ってないでいる。エミリーが少しでも良い人間関係を持てるように、私は彼女の良い話し相手になってあげたい。」

⑤ ジム

ジムは拘禁監護からの仮釈放という身分でHDPに付されている。ジェフは約2ヶ月間ジムに関わっている。ジムは兄弟から幾度も暴力を受けてきた。彼には年上のガールフレンドがいてジムの子を妊娠した。ジムが彼女とドライブをしていたとき口論になり、ジムが彼女の顔を2、3回殴った。それが原因で

ジムは JRC に送致され、少年拘禁センターに収容された。監護審判の結果、ジムは拘禁監護からの仮釈放となり HDP に付された。ガールフレンドは、今は別の男のところへ行ってしまったらしい。

ジムの父親はプエルトリコの出身、母親はドミニカの出身である。ジムはアメリカで生まれた最初の世代になる。ジムはアメリカで育ったからアメリカの文化を理解しているけれど両親は理解していない。そのため、両親はジムに対し適切な指導や助言ができないでいる。

ジムの家に着いたジェフと私はジムと家の外で話をした。ジムの両親は昼間仕事に出ていて、ジムは小さな妹のベビーシッターをしているが、その妹がリビングで寝ているからだ。

ジェフが話した。「もうすぐ誕生日だね。」「今日だよ。」「おめでとう。16 歳だね。」「父さんと母さんからプレゼントをもらった。シカゴにいる兄弟からもプレゼントが届いたよ。」ジムの顔から笑みがこぼれた。「来週から学校が始まる。良いスタートを切ろう。」

ジェフによると、ジムはとても素直な子で、きちんと連絡を入れてくる。約 2ヶ月間、ジェフはジムと話を続けてきたが、ジムには問題はないと言い切る。問題は両親のジムに対する嫉妬とガールフレンドにあるようだ。

ジェフがため息交じりに言った。「2、3ヶ月後には赤ちゃんが生まれる。難問はあるけれど、ジムは強い男にならないといけない。」

⑥ ジェイコブ

次に、ジェフと私は ^{マウント ホーブ} Mount Horeb という町に向かった。Mount Horeb はマディソンの中心部から約 25 キロの人口 6,600 人ほどの小さな町である。

ジェイコブは高校の設備を壊し、高校に 8,000 ドルの損害を与えたことで JRC に送致された。ジェイコブは、以前、別の非行で少年拘禁センターとシェルターホームに収容されたことがある。今回、裁判所は、ジェイコブを父親のもとに戻した上で HDP を行うという決定をした。ジェイコブの両親は離婚し、ジェイコブは現在父親のもとで養育されている。今日、答弁審判 (Plea Hearing) が予定されていたが、彼の弁護士が急に休暇をとり出掛けたせいで審判は延期になってしまった。

アメリカの家にしては少し手狭な居間でジェイコブはテレビを見ていた。ジェフはジェイコブに今日したことや明日の予定などについて短い質問をし、そのあと父親との会話に時間をかけている。

ジェフは、ジェイコブの傍にいてあげられる時間は限られているけれど、彼

と話をする時間をなるべく持つよう父親にアドヴァイスしている。父親がジェイコブに対し良い決定ができるように父親をサポートすることがジェフの役割である。

ジェフと私はマディソンへ戻ることにした。ジェフの1日の移動距離は100キロくらいだが、ジェフにとってはペーパーワークよりも少年を訪ねるほうがずっと楽しいらしい。

⑦ ダニエル

ダニエルは、薬物非行により約1ヶ月前にHDPに付された。審判の際、検察官は、ダニエルを薬物治療センターに送致することを求めたが、母親が自分でダニエルを監督すると強く主張したため、裁判所はダニエルを家庭に戻した上でHDPに付すことを決定した。ダニエルには無断外出禁止という行動制限が課されている。しかしその後、ダニエルは裁判所の命令に全く従っていない。審判の10日後、ダニエルは盗難車の中にいるところを警察官に発見され、切符を切られ、裁判所に出頭するよう命じられた。しかし、ダニエルは裁判所に出頭せず、母親に無断で外泊し、居場所もわからない日がある。ジェフとも連絡が取れていない。どうやら買春の疑いもある。

ジェフと私はダニエルの家の前に着いた。呼び鈴を押すが応答がない。母親に電話をしたが、受信拒否になっている。昨日も電話連絡をとろうとしたが、だめだったようである。私たちは、その場を立ち去るほかなかった。

明日、ダニエルに対するサンクション・ヒアリング (Sanction Hearing) が予定されている。この審判は、裁判所の命令違反を理由として少年拘禁センター収容などのサンクションを課すかについて審理を行うものである。しかし、ダニエルが出頭する見込みは低いようだ。ジェフは、次回の審判では、ダニエル自身の身の安全のために彼を拘禁監護に付した上で、何らかの薬物治療プログラムを受けさせるべきだという意見を述べるつもりである。

「ダニエルの母親には赤ちゃんを含め9人の子どもがいる。母親はお金がない。お手上げの状態だ。母親の話では、ダニエルは、幼い頃、親類の人から性的虐待を受けたことがある。ダニエルは父親と一度も会ったことがない。人生のなかで彼を良い方向へ導く大人と一度も出会ったことがないんだ。」ジェフはそう言ってため息をついた。

その翌日、ダニエルの母親は7人の子どもを連れて裁判所に来た。しかし、とうとうダニエルは現れなかった。ダニエル不在のため審判は開かれなかった。検察官によると、今後ダニエルに対し身体拘束令状または出頭令状が出さ

れ、審判では裁判所の命令違反を理由にサンクションが課され、その場所はおそらく少年拘禁センターになるだろうとのことである。

ジェフが言った。「ダニエルは物を盗ったり人を殴ったりはしていない。彼は今道に迷っている。彼の人生を修復することが必要だ。」

一日の最後にあらためてCYCとしての役割をジェフに尋ねてみた。「私の役割は、子どもの話に最初に耳を傾ける大人になること。鍵の掛けられた場所に少年を入れることが問題解決の鍵ではない。家庭や地域のなかで少年が立ち直ることができれば、そのほうがずっと望ましい。少年司法にはチャンスがある。」「忙しい日だったね。」ジェフはそう言い残してオフィスに向かった。裁判所への報告書作成のペーパーワークが待っている。

6 むすびにかえて

本稿では、ウィスコンシン州の少年司法における監護制度の仕組みを、同州の制定法である「少年司法法典」(Juvenile Justice Code) に沿って概観した上で、デイン・カウンティにおけるその運用を、とくに「シェルターホーム」(Shelter Home) と「家庭監護プログラム」(Home Detention Program) に注目しながら捉えてきた。

ウィスコンシン州における監護制度の仕組みおよびデイン・カウンティにおけるその運用には、わが国からみて参考となる幾つかの事柄があるように思われる。

まず、監護制度の仕組みに関し、例えば次のことを指摘できよう。少年司法法典は、監護開始の基準、監護継続の基準、拘禁監護の基準などについて詳細な規定を置いており、第2節で眺めたとおり、少年を拘禁監護に付すにはかなり厳格な要件を満たす必要がある。これに対し、わが国の少年法は、観護措置の要件について「審判を行うため必要があるとき」(17条1項)とだけ規定している。少年鑑別所送致は少年の身体を拘束するものであるから実務上厳格な運用が求められることは言うまでもないが、少年法上も観護措置の要件をなるべく明確化することは、少年司法法典のような規定内容が良いかはともかく、必要なことであろう。一方、観護措置の期間に関しては、少年司法法典には少年専用拘禁施設の収容期間の上限を定める規定は存在せず、わが国のほうが厳格な規定内容となっている(17条3項、4項)。ただし、実際の運用をみると、デイン・カウンティの少年拘禁センターにおける平均収容期間は約10日であり、少年鑑別所の平均収容期間よりも短期である。

また、非拘禁監護の場所として、①親または保護者の家、②親戚の家、③認可を受けたフォスターホーム、④認可を受けたグループホーム、⑤認可を受けた児童福祉機関が運営する非拘禁施設、⑥認可を受けた私設または公設のシェルター施設など、多様な場所が想定されていることも注目される。

さらに、手続きに関して、①監護審判の開始前に、裁判所は、少年に対し、被疑事実、監護審判の性格とありうる結果、支払い能力にかかわらず弁護士への援助を受ける権利、黙秘権、対面ならびに反対尋問の権利などを告知することが義務づけられていること、②監護審判の時または前に、少年は審判の申し立て書の写しを受け取るとされていること、③監護審判では少年は弁護士により代理される権利を有することも注目されよう。②について、わが国の少年審判における非行事実の確認方法は、裁判官が審判の冒頭で送致事実を読み上げ、少年がこれを聞いて答えるというやり方が一般にとられている。裁判官は少年に対し送致事実を分かりやすく説明するよう心掛けているが、なかには棒読みする裁判官もいて、少年からみると内容を理解できないまま返事をしてしまうことも実際にはある。もっとも、調査官の面接時に事実確認をしており、付添人がいる場合は事前に付添人から非行事実の確認が行われているので、審判における事実確認が最初というわけではない。また、送致書には被害者の氏名や住所等が記載されており、それをそのまま少年に見せることは適切ではない。しかし、非行事実の確認を一層慎重に行うためには、被害者の氏名等を秘匿した送致書の写しを事前に少年に示した上で、審判時に裁判官が分かりやすい表現で送致事実を伝え、非行事実の確認を行うといった運用も考えられてよいのではないだろうか。

一方、ウィスコンシン州の監護制度に対する疑問もある。例えば、第2節でみたように、少年専用拘禁施設の利用目的は、審判のための身柄保全だけでなく、独立した処分や条件違反に対するサンクションにまで拡大してきている。わが国でも、これはあくまで審判前の段階のことであるが、少年鑑別所を短期の教育的施設として利用することを積極的に解する見解⁴¹⁾がある。少年鑑別所で過ごすなかで少年が内省を深め、結果として教育的効果を持つことはあり、それは望ましいことであろうが、しかし、身柄保全や心身鑑別の必要がない場合にまで教育的効果をねらって少年鑑別所に送致することは少年法17条

41) 穴沢成己「少年保護制度における家庭裁判所の執行面に対する関与」『家庭裁判所の諸問題(下巻)』(1970年)295-296頁。

1項の文言からして許されないと考えられる。ウィスコンシン州においても、少年専用拘禁施設を独立した処分や条件違反に対するサンクションとして利用することについては、裁判官の間では肯定的な意見があったが、少年拘禁センターの職員やソーシャルワーカーからは否定的な意見を耳にした。また、少年専用拘禁施設のないカウンティでは一定の条件のもとで成人用のジェイルに少年を収容しているが、これは成人と少年との分離原則からみて望ましいことではない。ウィスコンシン州では1980年代半ばから連邦の要請を受け成人用ジェイルからの少年の分離が進められてきたが⁴²⁾、予算の制約もあり十分な改善はなされていない。

また、州の制定法からカウンティへ視点を転じ、そこに展開されている監護制度の運用に注目すると、また違った角度から制度の特色や問題点が浮かび上がってくる。本稿では、デイン・カウンティにおける特色ある監護制度として「シェルターホーム」と「家庭監護プログラム」に注目した。わが国における審判前の身柄保全制度には少年鑑別所送致（収容観護）と家裁調査官の観護（在宅観護）の2種類があるが、後者は実務上ほとんど行われていない。わが国の観護制度は事実上拘禁観護だけであって、少年鑑別所送致と自宅待機とに両極化し、その中間がない状態だといえる。しかし、少年鑑別所収容までの必要はないが観護を要する少年は実務上少なくない⁴³⁾。例えば、適切な在宅観護が与えられれば収容観護までの必要性はないケース、家庭での虐待、親からの拒絶、保護環境の不良などの理由から少年を家庭に戻すことは適當ではないが、少年鑑別所に収容することも適當ではないケース、逃走等の虞が代替的に解消ないし軽減されれば在宅鑑別で賄えるケースなどもあろう。本来多種多様なケースを、少年鑑別所送致か自宅待機かという2つの、しかも極端な選択肢で切り分けている現状には再考の余地があろう。

これに対し、デイン・カウンティには、シェルターホームや家庭監護プログラムのような中間形態がある。第4節でみたとおり、シェルターホームは、少年拘禁センターに収容するまでの必要はないが、直ちに家庭に戻すことのでき

42) See U. S. Department of Justice, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, *Removing Children from Adult Jails, A Guide to Action*, 1980. Wisconsin Council on Criminal Justice, Department of Health and Social Services, *Removal of Juveniles from Adult Jails in Wisconsin, Issues and Answers*, 1985.

43) 田宮裕・廣瀬健二『注釈少年法〈第3版〉』（2009年）164頁。

ない少年に対し、開放的な環境のもとで監護（非拘禁監護）を行うことを主な目的とする施設である。わが国にも、このような開放的な観護施設を設けることは意義あることであろう。ただし、新たな施設の建設・運営には多大な費用を要する。そこで現実的には、家裁調査官の観護の一形態として、少年等の同意のもとに個人の家庭、既存の民間施設、団体等に一時身を置くという運用が考えられることになろう⁴⁴⁾。ただし、この場合には少年法 29 条の適用はなく、費用が支出されないという制約がある。立法による改善が求められよう。

また、デイン・カウンティの「家庭監護プログラム」も、家庭を基盤とした監護の制度としてとくに注目される。少年にとって、自分のことを気遣い、毎日のように家を訪ね、声を掛けてくれるジェフの存在は大きく、個々の約束の履行を確認するとともに少年に激励や助言を行うことによって、少年の生活のリズムを整えその安定を図ろうとするジェフの役割は、身柄保全に止まらない働きをしているように私には感じられた。裁判所にとっても、家庭監護プログラムは少年や家族の様子を直接知る機会となっており、少年や家族の状況を正確に把握しその結果を審判に役立てるという機能も果たしている。また、第5節で触れたジェイコブのケースのように、少年本人だけでなく、父親へのサポートやアドバイスを行うことで、少年と家族との良好な関係を築こうとしている面も重要である。さらには、同じく第5節で触れたダニエルのようなケースは失敗例ではなく、少年の状況を迅速に把握しそれに応じた対応を迅速にとろうとするものであり、家庭監護プログラムは早期発見早期対応の機能を果たしていることも見逃せない。

わが国にも、調査官観護の制度があるが、前述のとおり、ほとんど活用されていないのが現状である。しかし、調査官観護の活用を求める声は少なくなく、例えばその具体的な活用場面として、①収容観護の必要はあるがその弊害が心配される場合、②少年や保護者の情緒が不安定で第三者の精神的援助が必要な場合、③保護者が自信を失い収容観護を望んでいるが収容観護が相当ではない場合、④少年の住居が遠方で当面の宿泊先がない等観護を必要とする場合、⑤調査官の人格的影響力により観護が十分可能な場合などが挙げられている⁴⁵⁾。これらの場合を含め、今後調査官観護の活用が望まれよう。ただし、

44) 団藤重光・森田宗一『新版少年法〈第2版〉』（1984年）144頁。

45) 梶村太市「少年の観護措置の要件（基準）を中心として」家庭裁判月報 32 卷 8 号（1980年）31-32 頁。

家裁調査官の負担の問題も考える必要がある。デイン・カウンティの家庭監護プログラムには2人の専属のワーカー（Community Youth Counselor）が配置されており、そのケースロードは1日1人あたり1桁台である。家庭監護プログラムの効果的な運営にとり、これは重要な条件になっていると思われる。

今後、少年鑑別所送致と自宅待機との中間を埋めるべく、観護措置の多様化が図られる必要があろう。シェルターホームや家庭監護プログラムのような実践には予算やマンパワーが必要であり一朝一夕に実現できるものではないであろう。しかし、現行制度の枠内であっても、家裁に身柄付き送致された事件について、収容観護をとるのではなく、少年を家庭に戻した上で調査官観護を行ったり、少年等の同意のもとに個人の家庭、民間の施設、団体等に一時身を置いたり、一旦は少年鑑別所に収容したが比較的早い段階でこれを解除し調査官観護に切り替えたりするなど、ケースに応じた弾力的な運用が求められている。